

令和7年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課）

制 度 名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長	
税 目	所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の3	
要 望 の 内 容	適用期限を2年間延長する。	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	— 百万円 (▲46,300百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>国土交通省関係の中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響からの回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、中小企業全体に賃上げの波を広げていくことが最重要課題。金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきている。</p> <p>このような状況下において、中小企業者等による積極的な設備投資・事業展開等を促すため、特別償却等の税制上の強力な支援を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。</p>	
	今回の要望に関連する事	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>政策目標：Ⅸ 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標：32 建設市場の整備を推進する 施策目標：35 自動車運送業の市場環境整備を推進する</p> <p>政策目標：Ⅵ 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する</p> <p>政策の達成目標</p> <p>国土交通関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展を図る。 具体的には、下記の指標を満たすことを目標とする。</p> <p>【トラック】 ・営業用トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上又は全車種の対平成10年度比を上回ること</p> <p>【内航船】 ・内航船舶の建造の促進 年間新造船隻数を90隻以上</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）</p>

		<p>同上の期間中の達成目標</p>	<p>国土交通関係中小企業の生産性の向上等を図るため、以下のとおり、これら中小企業の設備投資を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上又は全車種の対平成10年度比を上回ること ・内航船舶の建造の促進 年間新造船隻数を90隻以上 																																					
	<p>政策目標の達成状況</p>		<p>【トラック】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全車種の新車登録台数は平成10年度と比較して大きく減少し、近年は横ばいで推移しており、車両総重量3.5t超の営業用トラックの新車登録台数は対平成10年度比106.0%となっている。 <table border="1" data-bbox="582 730 1417 1144"> <thead> <tr> <th></th> <th>10年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業用トラック 単位：台</td> <td>52,850 (100.0)</td> <td>78,564 (148.7)</td> <td>66,992 (126.8)</td> <td>61,105 (115.6)</td> <td>48,137 (91.1)</td> <td>56,005 (106.0)</td> </tr> <tr> <td>全車種 単位：千台</td> <td>4,234 (100.0)</td> <td>3,228 (76.2)</td> <td>2,975 (70.3)</td> <td>2,739 (64.7)</td> <td>2,796 (66.0)</td> <td>2,995 (70.7)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【内航海運】</p> <p>内航船舶の新造船隻数 →新造船隻数：令和5年度は64隻となっている</p> <table border="1" data-bbox="549 1328 1406 1554"> <thead> <tr> <th></th> <th>9年度</th> <th>30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新造船隻数</td> <td>89 (100.0)</td> <td>90 (101.1)</td> <td>80 (89.9)</td> <td>80 (89.9)</td> <td>74 (83.1)</td> <td>81 (91.0)</td> <td>64 (71.9)</td> </tr> </tbody> </table>		10年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	営業用トラック 単位：台	52,850 (100.0)	78,564 (148.7)	66,992 (126.8)	61,105 (115.6)	48,137 (91.1)	56,005 (106.0)	全車種 単位：千台	4,234 (100.0)	3,228 (76.2)	2,975 (70.3)	2,739 (64.7)	2,796 (66.0)	2,995 (70.7)		9年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	新造船隻数	89 (100.0)	90 (101.1)	80 (89.9)	80 (89.9)	74 (83.1)	81 (91.0)	64 (71.9)
	10年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																		
営業用トラック 単位：台	52,850 (100.0)	78,564 (148.7)	66,992 (126.8)	61,105 (115.6)	48,137 (91.1)	56,005 (106.0)																																		
全車種 単位：千台	4,234 (100.0)	3,228 (76.2)	2,975 (70.3)	2,739 (64.7)	2,796 (66.0)	2,995 (70.7)																																		
	9年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度																																	
新造船隻数	89 (100.0)	90 (101.1)	80 (89.9)	80 (89.9)	74 (83.1)	81 (91.0)	64 (71.9)																																	
<p>有効性</p>	<p>要望の措置の適用見込み</p>		<p>(適用期間内における適用件数見込み)</p> <p>令和7年度 50,492件 令和8年度 50,391件 ※令和4年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計</p>																																					
			<p>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普</p>																																					

		<p>通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（令和6年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</p>
相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。</p> <p>中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。</p>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされている。</p>
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に 関する事項	租税特別措置の適用実績	<p>【適用件数】</p> <p>令和2年度:49,060件 令和3年度:51,857件 令和4年度:50,593件</p> <p>【減収額】</p> <p>令和2年度:463億円 令和3年度:501億円 令和4年度:463億円</p>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	<p>租税特別措置法の条項：第42条の6、第68条の11</p> <p>適用件数：特別償却 21,339件 税額控除 29,254件</p> <p>適用額：特別償却 1,814億円</p>

		<p>税額控除 189 億円 ※令和4年度の適用状況</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>【トラック】 税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって約6割の企業の投資判断を後押しし、また、税制措置による税の減免(キャッシュフローの増加)分の使途としては、約4割が新たな設備や人材育成等への再投資に回るとのアンケート結果がある。(トラック事業者の意識調査(トラック協会によるアンケート))</p> <p>【内航海運】 税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、税制措置があることによって10割の事業者が、船舶購入の決断に影響を与えたと回答したアンケート結果がある。(内航海運業者への意識調査(国土交通省海事局内航課によるアンケート))</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>国土交通関係中小企業者が生産性向上のための投資をしやすい環境を整備することを通じて、質の高い物流サービスの提供や公共事業の確実な施行等を確保し、もって国民生活の安定と我が国の経済活動の発展を図る。 具体的には、下記の指標を満たすことを目標とする。</p> <p>【トラック】 ・営業用トラックの新車登録台数 対平成10年度比100%以上又は全車種の対平成10年度比を上回ること</p> <p>【内航船】 ・内航船舶の建造の促進 年間新造船隻数を90隻以上</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>営業用トラックは令和5年度末時点で、平成10年度比106.0%となっている。内航船舶の新造船隻数については、令和5年度は64隻となっている。 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済やポストコロナ金融支援への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8トンを以上→3.5トンを以上) 平成12年度 延長(平成13年5月迄の適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月迄の適用期間の延長) 平成14年度 延長(平成16年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 延長(平成18年3月迄の適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 延長(平成20年3月迄の適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 延長(平成22年3月迄の適用期間の延長) 平成22年度 延長(平成24年3月迄の適用期間の延長)</p>	

平成 24 年度	延長（平成 26 年 3 月迄の適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加）
平成 26 年度	延長（平成 29 年 3 月迄の適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充）
平成 29 年度	上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長（平成 31 年 3 月迄の適用期間の延長）
令和元年度	延長（令和 3 年 3 月迄の適用期間の延長）
令和 3 年度	延長（令和 5 年 3 月迄の適用期間の延長）
令和 5 年度	延長（令和 7 年 3 月迄の適用期間の延長）、対象資産からコインランドリー業（主要な事業であるものを除く）の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数 500 トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置（機器及び構造を含む。）の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。